

個人情報保護法 第二次いわゆる3年ごと見直しの現状

弁護士・ひかり総合法律事務所

理化学研究所革新知能統合研究センター客員主管研究員

国立情報学研究所客員教授

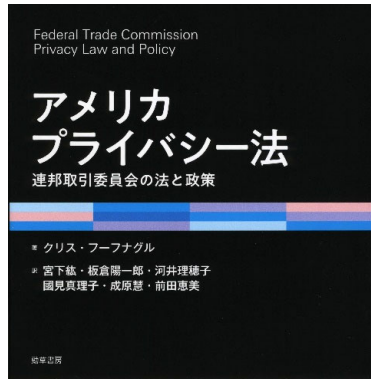
大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授

板倉陽一郎

自己紹介

- 2002年慶應義塾大学総合政策学部卒，2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了，2007年慶應義塾大学法務研究科（法科大学院）修了。2008年弁護士（ひかり総合法律事務所）。2016年4月よりパートナー弁護士。
- 2010年4月より2012年12月まで消費者庁に出向（消費者制度課個人情報保護推進室（現・個人情報保護委員会事務局）政策企画専門官）。
- 2017年4月より理化学研究所革新知能統合研究センター社会における人工知能研究グループ客員主管研究員，2018年5月より国立情報学研究所客員教授，2020年5月より大阪大学社会技術共創研究センター招へい教授，2021年4月より国立がん研究センター研究所医療AI研究開発分野客員研究員，2023年9月より早稲田大学次世代ロボット研究機構AIロボット研究機構客員上席研究員（研究院客員教授）。
- 個人情報保護法第二次いわゆる3年ごと見直し有識者ヒアリング対象者（第290回個人情報保護委員会（2024年6月13日））。
- 法とコンピュータ学会理事、日本メディカルAI学会監事等。

近著



法制度、判例、連邦取引委員会による政策を詳説。実践的アプローチ、豊富な事例で複雑な法体系を理解する。わが国では十分な研究の蓄積がない分野(子どものプライバシー、金融プライバシー等)についても詳説する。

heigo shobo



労働行政研究所 井澤主 倉重公太郎 (編集代表)

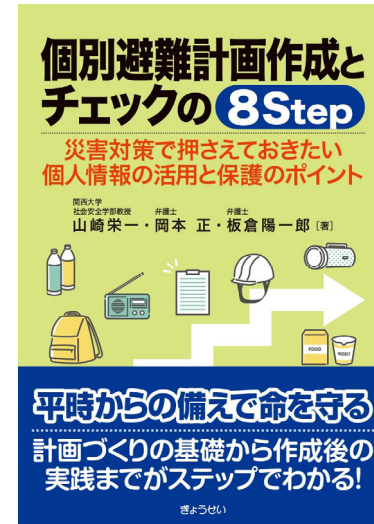
今野浩一郎 早稲田大学 名誉教授 岩本 隆 慶応義塾大学大学院 教授 宇野嶺見 東京大学大学院経済学研究科 教授 酒井雄平 プロト・ワーク コンサルティング 丸吉香織 コミュニケーションデザインズ	伊達洋恵 ビジネススクール 代表取締役 小島武仁 東京大学大学院 教授 今村謙三 東京大学大学院経済学研究科 教授 小田原悠朗 株式会社「データ・サイエンス・センター」 江夏幾多郎 神戸大学経済経営研究所 准教授	藤本 真 情報経営イノベーション 代表取締役 白石 紘一 弁護士 板倉陽一郎 弁護士 【本書特長】 リコー・ジャパン LINE NEC
---	---	--

労働行政



法律を味方につけて
データビジネスを有利に展開

EMB



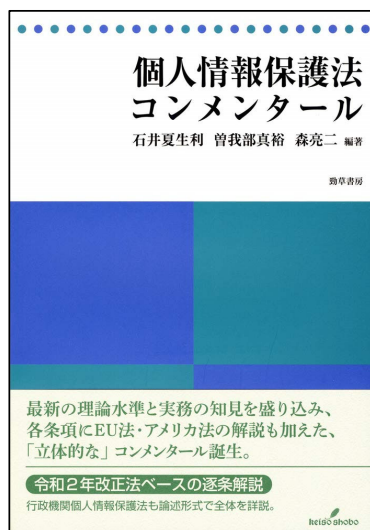
ぎょうせい



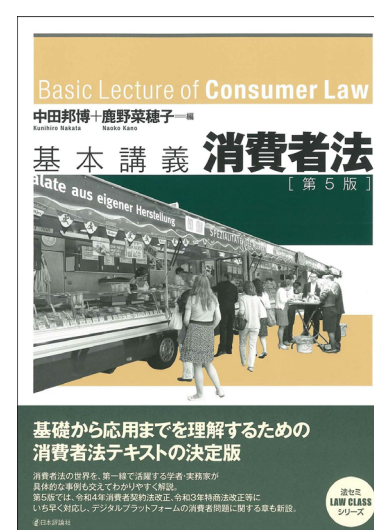
経済法務研究舎



信響出版



heigo shobo



信響出版



法律文化社

アジェンダ

- 1 第二次いわゆる3年ごと見直しの事務関係情報
- 2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要
 - (1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方
 - ア 個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方
 - イ 第三者提供規制の在り方（オプトアウト等）
 - ウ こどもの個人情報等に関する規律の在り方
 - エ 個人の権利救済手段の在り方
 - (2) 実効性のある監視・監督の在り方
 - ア 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方
 - イ 刑事罰の在り方
 - ウ 漏えい等報告・本人通知の在り方
 - (3) データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方
 - ア 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方
 - イ 民間における自主的な取組の促進
 - (4) その他
- 3 今後の見通し

1 第二次いわゆる3年ごと見直しの事務関係情報

- 2024年6月26日 第292回個人情報保護委員会
 - 資料1 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理（案）
 - 【委員長預かりで会議後に修正した資料】 資料1 個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理
- 2024年6月27日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」の公表及び同整理に対する意見募集（～2024年7月29日）
- 同日 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しについて」コーナー更新

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

ア 個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方

(ア) 要保護性の高い個人情報の取扱いについて（生体データ）

2条2項

この法律において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

一 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

二 （略）

17条1項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

GL通則編3-1-1

【本人から得た情報から、行動・関心等の情報を分析する場合に具体的に利用目的を特定している事例】

事例1) 「取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。」

事例2) 「取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。」

35条1項～5項

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 （略）

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 （略）

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

第2 個別検討事項

1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

(1) 個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方

ア 要保護性の高い個人情報の取扱いについて（生体データ）

【考え方】

生体データは、長期にわたり特定の個人を追跡することに利用できる等の特徴を持ち得るものであり、特に、特定の個人を識別することができる水準が確保されている場合において、通常の個人情報と比較して個人の権利利益に与える影響が大きく、保護の必要性が高いと考えられる。他方、生体データは本人認証に広く利用されているほか、犯罪予防や安全確保等のために利用することも想定されるものである。これを踏まえ、生体データの取扱いについて、諸外国における法制度なども参考にしつつ、特に要保護性が高いと考えられる生体データについて、実効性ある規律を設けることを検討する必要がある。この点について、関係団体からは、事業者の自主的な取組を促進すべきとの声もあるが、本人関与や安全管理措置等を通じた個人の権利利益の保護とのバランスを踏まえ検討を進める必要がある。

まず、現行法上、個人情報の利用目的については、「できる限り特定」しなければならないとされているが（法第17条第1項）、生体データの要保護性を踏まえると、生体データを取り扱う場合においては、例えば、どのようなサービスやプロジェクトに利用するかを含めた形で利用目的を特定することを求めることが考えられる。

また、個人の権利利益の保護という観点からは、生体データの利用について、本人がより直接的に関与できる必要がある。そのため、生体データの取扱いに関する一定の事項を本人に対し通知又は十分に周知することを前提に、本人による事後的な利用停止を他の保有個人データ以上に柔軟に可能とすることが考えられる。

このほか、必要となる規律の在り方について、事業者における利活用の実態やニーズ、運用の負担、利用目的の違いによる影響なども考慮して検討する必要がある。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

ア 個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方

(イ) 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化

19条

個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

GL通則編3-2

【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】

事例1) 違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該事業者に当該本人の個人情報を提供する場合

事例2) 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報（例：官報に掲載される破産者情報）を、当該個人情報に係る本人に対する違法な差別が、不特定多数の者によって誘発されるおそれがあることが予見できるにもかかわらず、それを集約してデータベース化し、インターネット上で公開する場合

事例3) 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合

事例4) 個人情報を提供した場合、提供先において法第27条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供する場合

事例5) 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用する場合

事例6) 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用する場合

20条1項

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2024/7/4

第2 個別検討事項

1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

(1) 個人情報等の適正な取扱いに関する規律の在り方

イ 「不適正な利用の禁止」「適正な取得」の規律の明確化

【考え方】

不適正な利用の禁止、適正な取得の規定については、個人の権利利益の保護により資するものとするとともに、事業者による予測可能性を高める観点から、適用される範囲等の具体化・類型化を図る必要がある。具体化・類型化に際しては、これまでに問題とされた事例等を踏まえて検討することが必要である。

また、現行法の個人情報の取扱いに係る規律は、本人が、自らの個人情報の提供等について、自らの自律的な意思により選択をすることが可能である状況にあることを前提としていると考えられる。他方、個人情報取扱事業者と本人との関係によっては、本人にそのような選択を行うことが期待できない場合があり得る。そのため、こうした場合において、本人との関係に照らして当然認められるべき利用目的以外の利用目的で個人情報を取得・利用することや、当然認められるべき利用目的の達成に真に必要な範囲を越えて個人情報を取得・利用すること等について、不正取得や不適正利用等の規律をどのように適用すべきか、継続的に検討する必要がある。

個人関連情報については、事業者が、電話番号、メールアドレス、Cookie ID など、個人に対する連絡が可能な情報を有している場合には、個人関連情報の取扱いによりプライバシーなどの個人の権利利益が侵害される蓋然性が認められ、その侵害の程度・蓋然性は、事業者による利用の方法によっては、個人情報と同様に深刻なものになり得ると考えられる。そのため、このような場合について、不正取得や不適正利用等への対応の在り方を検討する必要がある。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

- (1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方
- イ 第三者提供規制の在り方（オプトアウト等）

27条2項

2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であつて、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。ただし、第三者に提供される個人データが要配慮個人情報又は第二十条第一項の規定に違反して取得されたもの若しくは他の個人情報取扱事業者からこの項本文の規定により提供されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）である場合は、この限りでない。

一～八 （略）

30条

個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第二十七条第一項各号又は第五項各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 前項の第三者は、個人情報取扱事業者が同項の規定による確認を行う場合において、当該個人情報取扱事業者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第一項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

第2 個別検討事項

- 1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方
- (2) 第三者提供規制の在り方（オプトアウト等）

【考え方】

オプトアウト届出事業者は、提供先の利用目的や身元等について、その内容や真偽を積極的に確認する義務まではないことから、明確に認識しないまま意図せず犯罪グループに名簿を提供してしまうことが生じ得る。そこで、一定の場合には提供先の利用目的や身元等を特に確認する義務を課すことについて検討する必要がある。その際、確認義務の要件についての検討や、住宅地図等を広く市販する場合など規律の在り方についても検討が必要である。

また、不正に名簿等を持ち出した者が、当該名簿等により利益を得る有力な方法として、オプトアウト届出事業者への販売が想定される。そのため、オプトアウト届出事業者には、取得元における取得の経緯や取得元の身元等の確認について、より高度の注意義務を課すことが考えられる。具体的には、一定の場合には取得元の身元や取得の適法性を示す資料等を特に確認する義務を課すことについて検討する必要がある。その際、確認義務の要件や対象の類型化についての検討が必要である。

さらに、本人が、オプトアウト届出事業者によって個人情報が提供されており、かつ、当該提供の停止を求めることができることを確実に認識できるようにするための措置など、本人のオプトアウト権行使の実効性を高めるための措置について、継続して検討する必要がある。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

ウ こどもの個人情報等に関する規律の在り方

(ア) 法定代理人の関与

76条2項（行政機関等に対する規律）

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下この節において「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下この節及び第百二十七条において「開示請求」という。）をすることができる。

GL通則編2-16

「本人の同意を得（る）」とは、本人の承諾する旨の意思表示を当該個人情報取扱事業者が認識することをいい、事業の性質及び個人情報の取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な方法によらなければならない。

なお、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について、未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人が判断できる能力を有していないなどの場合は、親権者や法定代理人等から同意を得る必要がある。

Q&A1-62

Q 1－62 何歳以下の子どもについて、同意をしたことによって生ずる結果を判断できる能力を有していないものとして、法定代理人等から同意を得る必要がありますか。

A 1－62 法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には12歳から15歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

第2 個別検討事項

1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

(3) こどもの個人情報等に関する規律の在り方

ア 法定代理人の関与

【考え方】

こどもの個人情報の取扱いに係る規律については、こどもの脆弱性・感受性及びこれらに基づく要保護性を考慮するとともに、学校等における生徒の教育・学習に関するデータの有用性も考慮する必要がある。これを踏まえ、主要各国においてこどもの個人情報等に係る規律が設けられており、執行事例も多数見られることも踏まえ、こどもの権利利益の保護という観点から、規律の在り方の検討を深める必要がある。

他方で、第三者が公開したこどもの個人情報を取得する場合などにおいては、取得した情報にこどもの個人情報とこども以外の者の個人情報が含まれている場合や、こどもの個人情報が含まれているかが明らかでない場合があり得ることから、こうした場合における事業者の負担を考慮する必要がある。

ア 法定代理人の関与

現行法上、原則として本人同意の取得が必要とされている場面（目的外利用（法第18条第2項）、要配慮個人情報の取得（法第20条第2項）、個人データの第三者提供（法第27条第1項、第28条第1項）、個人関連情報の第三者提供（法第31条第1項）など）において、こどもを本人とする個人情報について、法定代理人の同意を取得すべきことを法令の規定上明確化することを検討する必要がある。

また、本人に対する通知等が必要となる場面（利用目的の通知（法第21条第1項）、本人から直接書面に記載された個人情報を取得する場合における利用目的の明示（同条第2項）、漏えい等に関する本人への通知（法第26条第2項）など）においても、こどもを本人とする個人情報について、法定代理人に対して情報提供すべきことを法令の規定上明確化することを検討する必要がある。

- 2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要
- (1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方
 - ウ こどもの個人情報等に関する規律の在り方
 - (イ) 利用停止等請求権の拡張

35条1項～5項

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第十八条若しくは第十九条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第二十条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

2 （略）

3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第二十七条第一項又は第二十八条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

4 （略）

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第二十六条第一項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

第2 個別検討事項

1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

(3) こどもの個人情報等に関する規律の在り方

イ 利用停止等請求権の拡張

【考え方】

現行法上、利用停止等請求権を行使できる場面は、保有個人データについて違法行為があった場合等限定的であるが、こどもの要保護性を踏まえると、こどもを本人とする保有個人データについては、他の保有個人データ以上に柔軟に事後的な利用停止を認めることについて検討する必要がある。ただし、取得について法定代理人の同意を得ている場合等、一定の場合においてはその例外とすることも考えられる。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

- (1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方
- ウ こどもの個人情報等に関する規律の在り方
- (ウ) 安全管理措置義務の強化

(安全管理措置)

第23条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(従業者の監督)

第24条 個人情報取扱事業者は、その従業者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第25条 個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(漏えい等の報告等)

第26条 個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

第2 個別検討事項

1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

(3) こどもの個人情報等に関する規律の在り方

ウ 安全管理措置義務の強化

【考え方】

重大なこどもの個人情報の漏えい事件が国内で発生しており、委員会においても前述の大手学習塾に対する指導に際して「こどもの個人データについては、こどもの「安全」を守る等の観点から、特に取扱いに注意が必要であり、組織的、人的、物理的及び技術的という多角的な観点からリスクを検討し、必要かつ適切な安全管理措置を講ずる必要がある」旨述べているところである。そこで、こどもの個人データについて安全管理措置義務を強化することがあり得る。

- 2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要
- (1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方
- ウ こどもの個人情報等に関する規律の在り方
- (エ) 責務規程
- (オ) 年齢基準

こども家庭庁設置法3条1項

こども家庭庁は、心身の発達の過程にある者（以下「こども」という。）が自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向け、子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達の程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本とし、こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務を行うことを任務とする。

第 208 回国会参議院内閣委員会第 17 号（令和 4 年 5 月 19 日）谷内繁内閣官房こども家庭庁設置法案等準備室長答弁

「法令上の定義や対象年齢は各法令によって様々でございまして、例えば漢字仮名交じりの子どもでございまして、子ども・子育て支援法では、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者と定義されている一方で、子どもの貧困対策の推進に関する法律では、漢字仮名交じりの子どもについて特段の定義がされていないというものでござい

ます。」
「また、両方とも漢字の子供でございまして、公職選挙法に例がございまして、幼児、児童、生徒その他の年齢満十八年未満の者というふうに定義されているところでございまして。」

「こども家庭庁設置法案では、第三条第一項におきまして、両方とも平仮名のこどもを心身の発達の過程にある者と定義しております。ここでいう平仮名のこどもでございましてけれども、基本的に十八歳までの者を念頭に置いておりますけれども、それぞれのこどもの状況に応じて必要な支援が十八歳や二十歳といった特定の年齢で途切れることなく行われるよう定義を置いているところでございます。」

Q&A1-62

Q 1－62 何歳以下の子どもについて、同意をしたことによって生ずる結果を判断できる能力を有していないものとして、法定代理人等から同意を得る必要がありますか。

A 1－62 法定代理人等から同意を得る必要がある子どもの具体的な年齢は、対象となる個人情報の項目や事業の性質等によって、個別具体的に判断されるべきですが、一般的には 12 歳から 15 歳までの年齢以下の子どもについて、法定代理人等から同意を得る必要があると考えられます。

第2 個別検討事項

- 1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方
- (3) こどもの個人情報等に関する規律の在り方
- エ 責務規程
- オ 年齢基準

【考え方】

エ 責務規定

上記アからウにかかわらず、各事業者の自主的な取組の促進という観点からは、こどもの個人情報等の取扱いについては、こどもの最善の利益を優先し特別な配慮を行うべき等、事業者等が留意すべき責務を定める規定を設けることも検討する必要がある。

オ 年齢基準

こどもの個人情報等の取扱いに係る年齢基準の考え方については、国内外の法制度において様々な年齢基準が設けられていることや、対象年齢によっては事業者等の負担が大きくなることも考慮する必要があるが、対象とするこどもの年齢については、Q&A の記載や GDPR の規定の例などを踏まえ、16 歳未満とすることについて検討を行う。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(1) 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方 エ 個人の権利救済手段の在り方

消費者契約法12条1項

適格消費者団体は、事業者、受託者等又は事業者の代理人若しくは受託者等の代理人（以下この項及び第四十三条第二項第一号において「事業者等」と総称する。）が、消費者契約の締結について勧誘をするに際し、不特定かつ多数の消費者に対して第四条第一項から第四項までに規定する行為（同条第二項に規定する行為にあっては、同項ただし書の場合に該当するものを除く。次項において同じ。）を現に行い又は行うおそれがあるときは、その事業者等に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。ただし、民法及び商法以外の他の法律の規定によれば当該行為を理由として当該消費者契約を取り消すことができないときは、この限りでない。

特定商取引法58条の19

適格消費者団体は、販売業者又は役務提供事業者が、通信販売に関し、不特定かつ多数の者に対して次に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為に供した物の廃棄若しくは除去その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。
一～四 （略。優良誤認表示、表示義務違反等）

消費者裁判特例法3条

特定適格消費者団体は、事業者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって消費者契約に関する第一号から第四号までに掲げる請求及び第五号イからハまでに掲げる者が消費者に対して負う金銭の支払義務であって消費者契約に関する同号に掲げる請求（これらに附帯する利息、損害賠償、違約金又は費用の請求を含む。）に係るものについて、共通義務確認の訴えを提起することができる。

一～二 （略）

三 契約上の債務の不履行による損害賠償の請求

四 不法行為に基づく損害賠償の請求（民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定によるもの限り、次号（イ）に係る部分に限る。）に掲げるものを除く。）

五 （略）

2 次に掲げる損害については、前項第三号から第五号までに掲げる請求に係る金銭の支払義務についての共通義務確認の訴えを提起することができない。

一～五 （略）

六 精神上の苦痛を受けたことによる損害（その額の算定の基礎となる主要な事実関係が相当多数の消費者について共通するものであり、かつ、次のイ又はロのいずれかに該当するものを除く。）

イ 共通義務確認の訴えにおいて一の訴えにより、前項各号に掲げる請求（同項第三号から第五号までに掲げる請求にあっては、精神上の苦痛を受けたことによる損害に係る請求を含まないものに限る。以下このイにおいて「財産的請求」という。）と併せて請求されるものであって、財産的請求と共通する事実上の原因に基づくもの

ロ 事業者の故意によって生じたもの

2024/7/4

第2 個別検討事項

1 個人の権利利益のより実質的な保護の在り方

(4) 個人の権利救済手段の在り方

【考え方】

法の規定に違反する個人情報取扱いに対する抑止力を強化し、本人に生じた被害の回復の実効性を高めるといふ観点からは、適格消費者団体を念頭に置いた、団体による差止請求制度や被害回復制度の枠組みは有効な選択肢となり得る。

このうち、差止請求制度については、法に違反する不当な行為を対象行為とすることを検討すべきである。差止請求の実効的な運用のためには、次の課題が指摘されている一方で、差止請求は個人の権利利益保護の手段を多様化する、委員会の監視・監督機能を補完し得るとの指摘もあることから、継続して検討する必要がある。

・ 専門性の確保（法に精通した人材を各適格消費者団体が確保しているとは限らないため、研修等の実施や、制度導入初期段階での専門家確保のための施策が必要と考えられる。）

・ 端緒情報等の共有・立証等における考慮（委員会が取得している情報のうち重大案件と考えられるものについて、事業者名を特定して適格消費者団体に提供できると、制度が効果的に機能すると考えられる。また、事業者の応答を促す仕組み等についても検討すべき。）

・ 報告、監督窓口の一本化（年次の報告先等が2箇所となれば適格消費者団体の負担となる。）

・ 資金を含む団体への援助（適格消費者団体は限られた資金の下ボランティアベースで運営されている団体が大多数。）

もう一方の被害回復制度については、差止請求制度の課題に加え、個人情報の漏えいに伴う損害賠償請求は極端な少額大量被害事案となる（過去の裁判例等を踏まえ、認容被害額は数千円から数万円程度と考えられる。）こと、立証上の問題があることが課題と考えられることから、更に慎重な検討が必要である。

他方で、団体による差止請求や被害回復の枠組みについては、関係団体からのヒアリングにおいて、その導入について強く反対との意見があったところであり、法に違反する行為や不法行為を対象とする場合であっても、萎縮効果の懸念が示されていることから、事業者の負担と個人の権利利益の保護とのバランスを踏まえつつ、その導入の必要性を含めて多角的な検討を行っていく必要がある。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(2) 実効性のある監視・監督の在り方

ア 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方

(ア) 課徴金制度

景品表示法8条

事業者が、第五条の規定に違反する行為（同条第三号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が次の各号のいずれかに該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠つた者でないと認められるとき、又はその額が百五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であることを示す表示

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であること又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であることを示す表示

2 前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から六月を経過する日（同日前に、当該事業者が当該課徴金対象行為に係る表示が不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれを解消するための措置として内閣府令で定める措置をとつたときは、その日）までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品又は役務の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が三年を超えるときは、当該期間の末日から遡つて三年間とする。）をいう。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）に関し、事業者がした表示が第五条第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する。

第2 個別検討事項

2 実効性のある監視・監督の在り方

(1) 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方

ア 課徴金制度

【考え方】

課徴金制度については、関係団体からのヒアリングで強い反対意見が示されていることに加え、我が国の他法令における導入事例や国際的動向、個人の権利利益保護と事業者負担とのバランスを踏まえ、その導入の必要性を含めて検討する必要がある。

課徴金制度を導入する必要があると考えられる場合には、次のような論点を整理する必要がある。

・ 課徴金賦課の対象となる違法行為類型（現行法の指導・勧告・命令のみでは違反行為により得た利得が事業者の元に残ることとなり、事業者による

個人の権利利益の侵害を効果的に抑止できないことを前提に、個人データの違法な第三者提供等の違反行為によって不当な利得を得ている場合や、個人データの漏えい等が発生している可能性を認識したにもかかわらず、適切な措置を講じることを怠る等の悪質な違反行為により、本来なすべき支払を免れた場合等について検討することが必要である。）

・ 課徴金の算定方法（例えば、個人データを販売することを通じて違法に第三者に提供した場合については、販売による売上という不当な利益が生じている点に着目することが考えられる。他方、悪質な安全管理措置義務違反の場合には、本来なすべき支払を免れた結果として、事業活動から得られる利益が増加している点に着目することが考えられる。）

・ 課徴金の最低額の設定、一定の要件を満たした場合の課徴金の加減算等

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(2) 実効性のある監視・監督の在り方

ア 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方

(イ) 勧告・命令の在り方

(指導及び助言)

第147条 委員会は、第四章の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者等に対し、個人情報等の取扱いに関し必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第148条 委員会は、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十一条（第一項、第三項及び第四項の規定を第四十一条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条（第四項を除き、第五項及び第六項の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十八条、第二十九条（第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十条（第二項を除き、第一項ただし書の規定を第四十一条第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十二条、第三十三条（第一項（第五項において準用する場合を含む。）を除く。）、第三十四条第二項若しくは第三項、第三十五条（第一項、第三項及び第五項を除く。）、第三十八条第二項、第四十一条（第四項及び第五項を除く。）若しくは第四十三条（第六項を除く。）の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項若しくは第三十一条第三項において読み替えて準用する第三十条第三項若しくは第四項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項、同条第二項において読み替えて準用する第二十七条第五項若しくは第六項若しくは第四十二条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十八条から第二十条まで、第二十三条から第二十六条まで、第二十七条第一項、第二十八条第一項若しくは第三項、第四十一条第一項から第三項まで若しくは第六項から第八項まで若しくは第四十三条第一項、第二項若しくは第五項の規定に違反した場合、個人関連情報取扱事業者が第三十一条第一項若しくは同条第二項において読み替えて準用する第二十八条第三項の規定に違反した場合、仮名加工情報取扱事業者が第四十二条第一項若しくは同条第三項において読み替えて準用する第二十三条から第二十五条まで若しくは第四十一条第七項若しくは第八項の規定に違反した場合又は匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

第2 個別検討事項

2 実効性のある監視・監督の在り方

(1) 課徴金、勧告・命令等の行政上の監視・監督手段の在り方

イ 勧告・命令の在り方

【考え方】

勧告・命令に関しては、個人情報取扱事業者等による法に違反する個人情報等の取扱いにより個人の権利利益の侵害が差し迫っている場合に直ちに中止命令を出すことの必要性や、法に違反する個人情報等の取扱いを行う個人情報取扱事業者等のみならず、これに関与する第三者に対しても行政上の措置をとることの必要性、法に違反する個人情報等の取扱いの中止のほかに個人の権利利益の保護に向けた措置を求めることの必要性の有無や手続保障など、その法制上の課題等について検討すべきである。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(2) 実効性のある監視・監督の在り方

イ 刑事罰の在り方

第179条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第184条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 **第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑**

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

不正競争防止法21条

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、詐欺等行為（人を欺き、人に暴行を加え、又は人を脅迫する行為をいう。次号において同じ。）又は管理侵害行為（財物の窃取、施設への侵入、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）その他の営業秘密保有者の管理を害する行為をいう。次号において同じ。）により、営業秘密を取得したとき。

二～五（略）

第2 個別検討事項

2 実効性のある監視・監督の在り方

(2) 刑事罰の在り方

【考え方】

個人情報不正に取り扱われた悪質事案の類型が様々であることを踏まえ、法の直罰規定がこれらの事案を過不足なく対象としているかを検証し、その処罰範囲について検討するとともに、法定刑の適切性についても検討する必要がある。

さらに、個人情報の詐取等の不正取得が多数発生している状況を踏まえ、こうした行為を直罰規定の対象に含めるべきかについても検討する必要がある。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(2) 実効性のある監視・監督の在り方

ウ 漏えい等報告・本人通知の在り方

(ア) 漏えい等報告

26条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

規則8条

個人情報取扱事業者は、法第二十六条第一項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、当該事態に関する次に掲げる事項（報告をしようとする時点において把握しているものに限る。次条において同じ。）を報告しなければならない。

一～九（略）

2 前項の場合において、個人情報取扱事業者は、当該事態を知った日から三十日以内（当該事態が前条第三号に定めるものである場合にあっては、六十日以内）に、当該事態に関する前項各号に定める事項を報告しなければならない。

3 （略）

GL通則編3-5-3-3

「速やか」の日数の目安については、個別の事案によるものの、個人情報取扱事業者が当該事態を知った時点から概ね3～5日以内である。

速報

確報

2024/7/4

第2 個別検討事項

2 実効性のある監視・監督の在り方

(3) 漏えい等報告・本人通知の在り方

ア 漏えい等報告

【考え方】

漏えい等報告及び本人通知に関し、漏えい等報告の件数は、令和4年度（2022年度）から漏えい等報告が義務化されたこと等により、令和元年度（2019年度）以降全体として増加傾向にある一方で、関係団体等からはこれらの義務が事業者の過度な負担になっているという意見が示されている。

そこで、こうした意見も踏まえつつ、委員会がこれまでに受けた漏えい等報告の内容を検証した上で、上記制度の趣旨を損なわないようにしつつ、個人の権利利益侵害が発生するリスク等に応じて、漏えい等報告や本人通知の範囲・内容の合理化を検討すべきである。

この点、①上記のように、委員会がこれまでに受けた漏えい等報告を件数ベースでみると、漏えいした個人データに係る本人の数が1名である誤交付・誤送付案件が大半を占めているが、このようなケースは、当該本人にとっては深刻な事態になり得るものであり、本人通知の重要性は変わらないものの、本人通知が的確になされている限りにおいては、委員会に速報を提出する必要性が比較的小さい。また、②漏えい等又はそのおそれを認識した場合における適切な対処（漏えい等が生じたか否かの確認、本人通知、原因究明など）を行うための体制・手順が整備されていると考えられる事業者については、一定程度自主的な取組に委ねることも考えられる。

そこで、例えば、体制・手順について認定個人情報保護団体などの第三者の確認を受けることを前提として、速報については、一定の範囲でこれを免除し、さらに①のようなケースについては確報について一定期間ごとの取りまとめ報告を許容することも考えられる。

また、関係団体からは、いわゆる「おそれ」要件についての要望も示されている。「おそれ」については、個人の権利利益を害する可能性等を勘案してより合理的と考えられる場合に報告や本人通知を求めることが適当であるとも考えられるが、その具体的な当てはめについては、現実の事例に応じて精査する必要がある。事業者の協力も得ながら、実態を明らかにした上で検討を行い、必要となる要件の明確化を行うことが必要である。

17

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(2) 実効性のある監視・監督の在り方

ウ 漏えい等報告・本人通知の在り方

(イ) 違法な第三者提供

26条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

GL通則編3-5-1-2

なお、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合（※）は、漏えいに該当しない。

（※）個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、原則としてあらかじめ本人の同意を取得する必要がある。

第2 個別検討事項

2 実効性のある監視・監督の在り方

(3) 漏えい等報告・本人通知の在り方

イ 違法な第三者提供

【考え方】

現行法においては、事業者が個人データを違法に第三者に提供した場合について、報告義務及び本人通知義務は存在しないが、個人データが漏えい等した場合については事業者これらの義務が課されることとの均衡から、漏えい等との違いの有無も踏まえ、その必要性や報告等の対象となる範囲を検討する必要がある。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(3) データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

ア 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方

26条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。ただし、当該個人情報取扱事業者が、他の個人情報取扱事業者又は行政機関等から当該個人データの取扱いの全部又は一部の委託を受けた場合であって、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を当該他の個人情報取扱事業者又は行政機関等に通知したときは、この限りでない。

2 前項に規定する場合には、個人情報取扱事業者（同項ただし書の規定による通知をした者を除く。）は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

GL通則編3-5-1-2

なお、個人データを第三者に閲覧されないうちに全てを回収した場合は、漏えいに該当しない。また、個人情報取扱事業者が自らの意図に基づき個人データを第三者に提供する場合（※）は、漏えいに該当しない。

（※）個人情報取扱事業者は、個人データの第三者への提供に当たり、原則としてあらかじめ本人の同意を取得する必要がある。

第2 個別検討事項

3 データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

(1) 本人同意を要しないデータ利活用等の在り方

【考え方】

昨今のデジタル化の急速な進展・高度化に伴い、生成 AI 等の新たな技術の普及等により、大量の個人情報を取り扱うビジネス・サービス等が生まれている。また、健康・医療等の公益性の高い分野を中心に、機微性の高い情報を含む個人情報等の利活用に係るニーズが高まっている。このほか、契約の履行に伴う個人情報等の提供や、不正防止目的などでの利活用についてもニーズが寄せられている。

こうした状況を踏まえ、法で本人同意が求められる規定の在り方について、個人の権利利益の保護とデータ利活用とのバランスを考慮し、その整備を検討する必要がある。この場合においては、単に利活用の促進の観点から例外事由を認めるのは適当ではなく、本人の権利利益が適切に保護されることを担保することが必要である。

まず、生成 AI などの、社会の基盤となり得る技術やサービスのように、社会にとって有益であり、公益性が高いと考えられる技術やサービスについて、既存の例外規定では対応が困難と考えられるものがある。これらの技術やサービスについては、社会的なニーズの高まりや、公益性の程度を踏まえて、例外規定を設けるための検討が必要である。この際、「いかなる技術・サービスに高い公益性が認められるか」について、極めて多様な価値判断を踏まえた上で高度な意思決定が必要になる。個人の権利利益の保護とデータ利活用の双方の観点から多様な価値判断が想定されるものであり、関係府省庁も含めた検討や意思決定が必要と考えられる。

また、医療機関等における研究活動等に係る利活用のニーズについても、公益性の程度や本人の権利利益保護とのバランスを踏まえて、例外規定に係る規律の在り方について検討する必要がある。例えば、医療や研究開発の現場における公衆衛生例外規定の適用のように、例外規定はあるものの、適用の有無に関する判断にちゅうちょする例があるとの指摘がある。こうした点等については、事業者の実情等も踏まえつつ、関係府省庁の関与を得ながら、ガイドラインの記載等についてステークホルダーと透明性のある形で議論する場の設定に向けて検討する必要がある。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(3) データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

イ 民間における自主的な取組の促進

個人情報保護委員会「PIA の取組の促進について—PIA の意義と実施手順に沿った留意点—」(2021年6月30日)
個人情報保護委員会事務局「データマッピング・ツールキット(個人情報保護法関係)」(2022年10月)

GL通則編10-3

(1) 組織体制の整備

安全管理措置を講ずるための組織体制を整備しなければならない。

(組織体制として整備する項目の例)

個人データの取扱いに関する責任者の設置及び責任の明確化

個人データを取り扱う従業者及びその役割の明確化

上記の従業者が取り扱う個人データの範囲の明確化

法や個人情報取扱事業者において整備されている個人データの取扱いに係る規律に違反して

いる事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制

個人データの漏えい等事案の発生又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制

個人データを複数の部署で取り扱う場合の各部署の役割分担及び責任の明確化

第2 個別検討事項

3 データ利活用に向けた取組に対する支援等の在り方

(2) 民間における自主的な取組の促進

【考え方】

PIA・個人データの取扱いに関する責任者は、データガバナンス体制の構築において主要な要素となるものであり、その取組が促進されることが望ましい。他方、これらの義務化については、各主体における対応可能性や負担面などを踏まえ、慎重に検討を進める必要がある。

PIA については、民間における自主的な取組という現状の枠組みを維持しつつ、その取組を一層促進させるための方策について、PIA の出発点となり得るデータマッピングを活用していくことを含め、検討を進める必要がある。

個人データの取扱いに関する責任者に関しては、現行の通則ガイドライン等で定める「組織体制の整備」を超えた措置の必要性について検討を進めるべきである。資格要件の要否、設置を求める対象事業者の範囲等によりその効果が変わってくると考えられるところ、各企業の現状も踏まえ、現実的な方向性を検討する必要がある。

2 第二次いわゆる3年ごと見直しの概要

(4) その他

規則7条

法第二十六条第一項本文の個人の権利利益を害するおそれが大いものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一～二 (略)

三 不正の目的をもって行われたおそれがある当該個人情報取扱事業者に対する行為による個人データ（当該個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

四 (略)

23条

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

GL通則編3-4-2

なお、「その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置」には、個人情報取扱事業者が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当該個人情報取扱事業者が個人データとして取り扱うことを予定しているものの漏えい等を防止するために必要かつ適切な措置も含まれる。

第2 個別検討事項

4 その他

【考え方】

上記のほか、プロファイリング（本人に関する行動・関心等の情報を分析する処理）、個人情報等に関する概念の整理、プライバシー強化技術（「PETs」：Privacy Enhancing Technologies）の位置づけの整理、金融機関の海外送金時における送金者への情報提供義務の在り方、ゲノムデータに関する規律の在り方、委員会から行政機関等への各種事例等の情報提供の充実などの論点についても、ステークホルダーの意見やパブリック・コメント等の結果を踏まえ、引き続き検討する。

また、個人情報保護及びその利活用とのバランスの在り方が国民各層にとって重要な課題であり、その重要性は以前にも増して高まっていることを踏まえ、委員会が関係の深いステークホルダーと透明性のある形で継続的に議論する場を設け、個人情報保護政策の方向性や、本人同意を要しない公益に資するデータ利活用に関係するガイドライン等の見直しの在り方などについて、検討していくこととするとも考えられる。

3 今後の見通し

- 「オープンな議論」はいつどこでやるのか？
- 「令和6年（2024年）末までを目途に議論を深めてい」って、令和7年（2025年）通常国会に間に合うのか？
- 行政機関等は？
 - 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」（令和6年6月21日）X13.「行政保有データの利用制約の緩和」

第1 はじめに（中間整理の位置づけ等） （後半を抜粋）

本文書は、「中間整理」として、これまでの議論や検討を踏まえた現時点における委員会の考え方をまとめたものである。本文書は、パブリック・コメントに付すこととしており、そこで寄せられた意見を踏まえて最終的な方向性のとりまとめを行う予定である。また、パブリック・コメント終了後も、ステークホルダーと継続的な議論を行っていくものであり、こうしたプロセスを踏まえて、各検討項目の方向性を見直すことも想定されるものと考えている。また、本中間整理に挙げているものととどまらず、今後提起された論点や検討項目についても、必要に応じて実態把握や影響分析なども行いながら、オープンな議論を続けていく必要があると考えている。

特に、課徴金、団体による差止請求制度や被害回復制度については、事業者、個人それぞれに与える影響が大きく、今後とも一層の意見集約作業が必要と考えられることから、ステークホルダーと議論するための場を設けつつ、令和6年（2024年）末までを目途に議論を深めていくこととするが、更なる検討項目の追加等については、上記プロセス等の状況を踏まえて引き続き検討する。